

小郡市地域福祉活動計画策定委員会【第1回】

日時 H27. 6. 29 13:30～

場所 あすてらす 会議室2

1. 委嘱状交付

2. 社会福祉協議会長あいさつ

地域福祉協議会(仮称) → 地域福祉協議会 決定

3. 委員自己紹介

4. 委員長及び副委員長選出

片岡 誠治 氏

古賀 敬幸 氏

5. 議題

(1) 地域福祉活動計画の概要等について

地域福祉協議会の活動

6. その他

- ・ 今後の予定 9月 第2回地域福祉活動計画策定委員会開催
下旬 (福祉座談会の結果報告等)

7. 閉会のあいさつ

小郡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人小郡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「小郡市地域福祉活動計画」を策定するため、小郡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、地域福祉活動計画と小郡市（以下「市」という。）が策定する小郡市地域福祉計画と一体的に実施できるよう努めるものとする。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は委員12名以内で組織し、次に掲げるもののうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉関係の者
- (3) 活動団体の者
- (4) 健康・保健、医療関係の者
- (5) 地域住民団体の者
- (6) 行政機関の者

2 委員の任期は、小郡市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に変更が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、地域福祉活動計画の策定に関することについて協議及び検討を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社協の地域福祉係において処理する。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定める。

附則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

域福祉活動計画策定のスケジュール

手順項目	26年度			27年度												28年度				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
◆意志決定・報告・承認			理事会・評議員会（事業計画、予算）												理事会・評議員会（報告）					
◆策定委員会の開催 委員11名						第1回 計画の概要説明 6/9(月) 7/10 4月14日			第2回 福祉懇談会の結果報告 9/			第3回 計画素案の検討			第4回 計画案の協議、承認					
◆住民福祉懇談会						住民福祉懇談会依頼・日程調整														
							住民福祉懇談会開催													
							懇談会の意見集約													
◆計画についての広報関係									広報			広報			広報		市民への周知			
◆事務的作業		福祉課と打合せ(随時実施)																		
				コンサル業者選定準備																
				コンサル業者選定																
				コンサル業者打合せ(随時実施)																
				計画に関する補助金申請												補助金精算報告				
				嘱託職員採用																
														計画書の作成						

小郡市社会福祉協議会
地域福祉活動計画
第1回 計画策定委員会資料

平成27年6月29日

目 次

1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の期間.....	5
3	計画の策定体制と方法.....	5
4	基本理念.....	6
5	基本目標.....	7

1 計画策定の趣旨

■計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速にすすんでおり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、自殺者の増加、貧困の拡大など、さまざまな課題があります。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。

小郡市においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近なできごととして認識されるようになりました。

■「地域福祉」とは（社会福祉事業法から社会福祉法へ）

「地域福祉」とは、地域でともにくらす人々が、障がいの有無や年齢に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出し、していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

法律においても、平成 12 年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士の互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第 4 条に明記されました。

社会福祉法（抜粋）

第 1 条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文のなかではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されました。

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

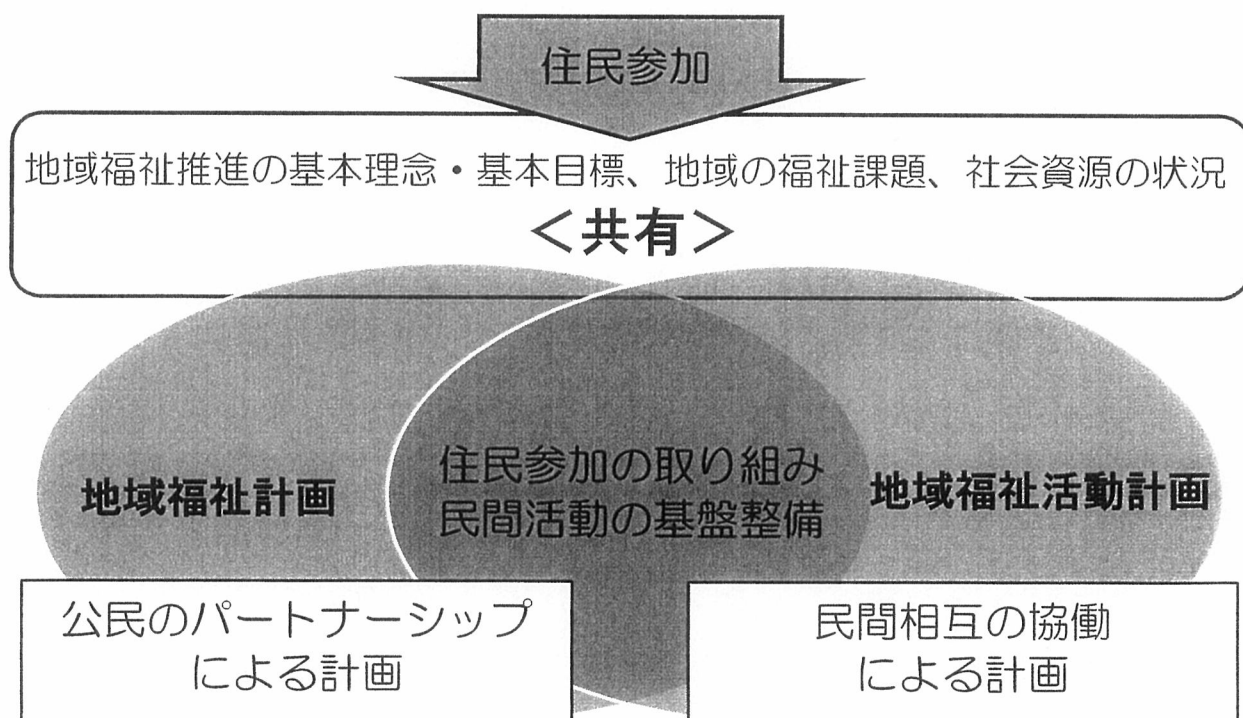
地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されました。

■「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進していくことを目的に、地域住民や社会福祉の関係者・団体、社会福祉を目的とする事業者等すべての人たちが、相互に協力し合いながら実施していく主体的・自発的な地域における福祉活動について取りまとめた民間の活動・行動計画です。本計画は、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

小郡市では、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とする「小郡市地域福祉計画」が平成27年3月に策定され、推進されています。「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本市における地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」が示された計画です。

「小郡市地域福祉活動計画」は、「小郡市地域福祉計画」と、「基本理念」と「基本目標」が共有された計画として、いわば車の両輪のように一体となり、相互に連携を図りながら、策定され、推進されることが重要となります。



社会福祉法（抜粋）

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

市町村社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることが明示されました。

地域福祉活動計画策定指針（抜粋）

<全国社会福祉協議会>

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を經營するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

社会福祉法（抜粋）

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

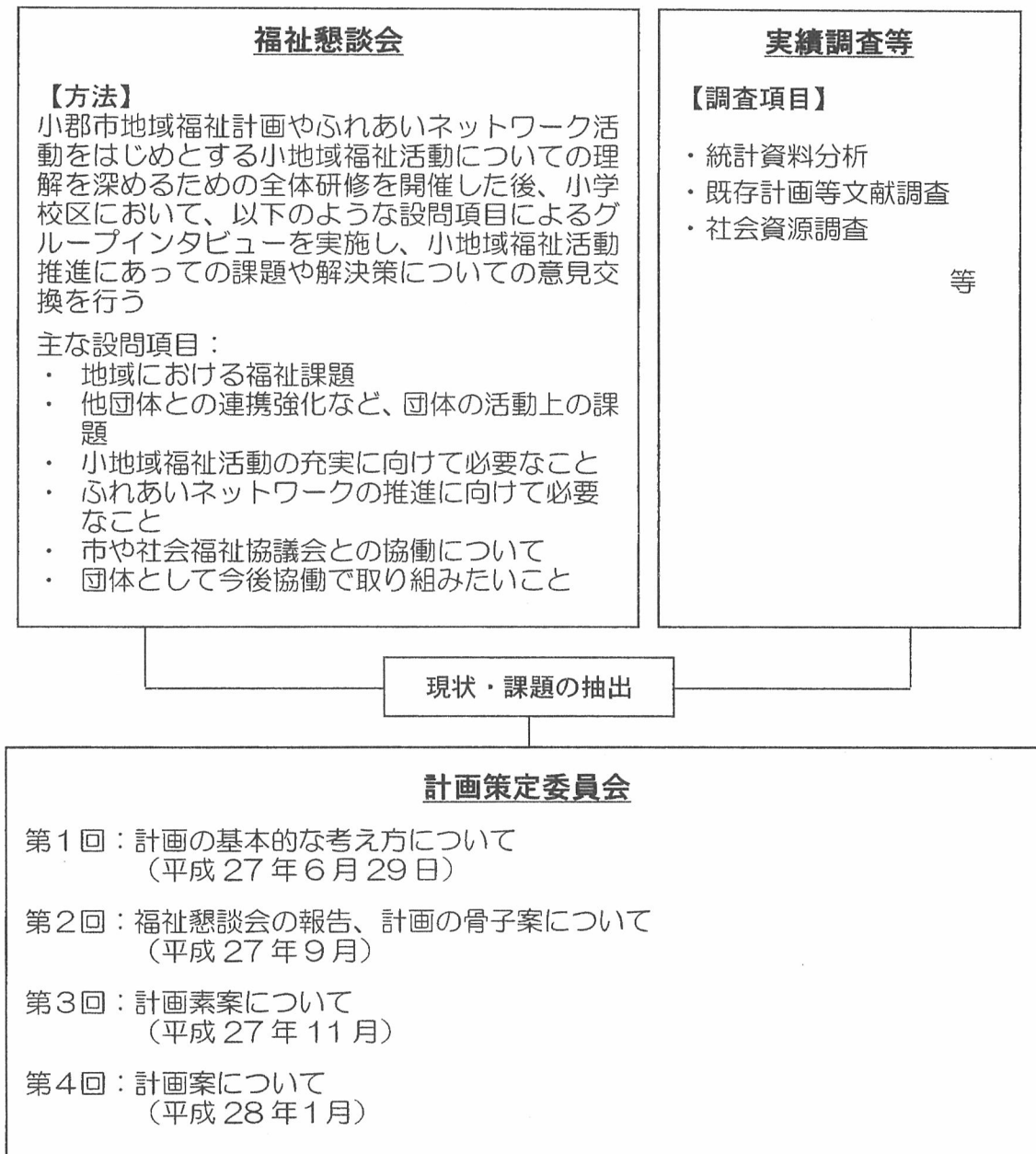
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されました。

2 計画の期間

「小郡市地域福祉活動計画」の期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 か年とします。
また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の策定体制と方法



4 基本理念

「小郡市地域福祉活動計画」の基本理念は、平成 27 年 3 月に策定された「小郡市地域福祉計画」と共有するものとします。

「小郡市地域福祉計画」の基本理念

小郡市においては、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、高齢者や子どもたち、障害のある人たちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての市民が住み慣れた地域や家庭のなかで、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。また、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが社会的課題です。

そこで、本計画では・・・

地域において、人と人との「つながり」を再構築し、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民参画のもとに「支え合う」ための仕組みをつくることをめざします。

5 基本目標

「小郡市地域福祉活動計画」の基本目標は、平成 27 年 3 月に策定された「小郡市地域福祉計画」と共有するものとします。

「小郡市地域福祉計画」の基本目標

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。

安心安全な福祉とくらしを支える基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らしていける基盤づくりをすすめます。

みんなが気軽に参加できる環境づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりをすすめます。

小郡市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

役職名	活動計画策定委員会 設置要綱規定選出	所属団体名	氏 名
委 員	(長) 識見を有する者	久留米大学文学部 客員教授	松尾誠治郎
委 員	福祉関係の者 (高齢)	小郡市老人クラブ連合会 会長	藤間司朗
委 員	福祉関係の者 (障がい)	障がい児を持つ親の会 イルカの会 代表	佐藤雄史
委 員	福祉関係の者 (児童)	小郡市教育センター センター長	柏木和治
委 員	(長) 福祉関係の者 (支援事業者)	NPO法人サポネットおごおり センター長	古賀敏幸
委 員	活動団体の者	小郡市民生委員児童委員協議会 副会長	荒川ますみ
委 員	活動団体の者	小郡市ボランティア連絡協議会 会長	永利眞由美
委 員	健康保健医療関係の者	小郡三井医師会 会長	廣瀬真恵
委 員	地域住民団体の者	立石校区協働のまちづくり協議会 健康福祉部会 部会長	田竈由美子
委 員	地域住民団体の者	小郡市区長会 副会長	岩澤正規
委 員	行政機関の者	小郡市福祉課 課長	今井知史

事務局